Ī	T		<u> </u>	· (0月次定力) 中天邱北川場		;	決定区	≅分		(根拠規定)条例7条					7条			採工
J 至 千 千		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	非開示	不存在不存在	-	2号	3 号	4 5号号	5 6 号	7号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
	 	H29. 4. 3	H29. 6. 1	豊洲地区用地の土壌汚染対策の費用負担に関する協定書	5		1					1					(第7宋第4方)印影を公にすることにより、倫道寺の犯罪行為を谷易にし、公共の女主と「 独内の維持に支暗を及ぼすむそれがあるため	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
	2 1	H29. 4. 5	H29. 6. 2	事務事業説明資料及び議事概要	76		1				1	1	1					中央卸売市 場新市場整 備部管理課
	3 H	129. 5. 18	H29. 6. 2	29淀橋市場卸売棟移動式粉末消火設備更新工事	4	1												中央卸売市 場事業部施 設課
	1 1	H29. 4. 5	H29. 6. 2	豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会記録の提出 項 目79	1	1												中央卸売市 場管理部総 務課
	5 1	H29. 4. 5		豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会記録の提出 項目11,185,203,234 新市場建設懇談会の議事次第(第1回~第28回)	174	1												中央卸売市 場新市場整 備部管理課
	5 I	H29. 4. 5	H29. 6. 2	豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会記録の提出 項目217,224,239,277,279,294,295,299,332,334,339,340,369,371,372	435		1			1		1					かめるため (第7条第4号) 印刷ナルにすることにより 海洋等の初まにもも応見によ ハサの中へよ	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
	7 1	H29. 4. 5	H29. 6. 2	豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会記録の提出 項 目342,343				1									現に保有しておらず公文書は存在しないため	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
	3 1	H29. 4. 7	H29. 6. 6	地下水モニタリングに関するヒアリング結果(議事録)	25	1												中央卸売市 場新市場整 備部管理課
)	H29. 4. 7	H29. 6. 6	豊洲市場用地における地下水2年間モニタリング(第1回目から第9回目)及び再調査に関する地下水モニタリング(観測井設置個所)地下水モニタリング(気が再1年等)地下水モニタリング調査結果一覧濃度計量証明書及び資料採取写真	3176		1			1		1						中央卸売市 場新市場整 備部管理課
1	0 1	H29. 4. 5	H29. 6. 6	28淀橋市場卸売場エレベーター改修工事 28大田市場青果プロセスセンター(仮称)その他整備工事 (荷物用エレベーター設備)	90		1			1		1					かめるため (第7条第4年) 印影もハニオスニトにより 海洋等の初電行為も応見にし、ハサの中令ト	中央卸売市 場事業部施 設課

						ž	央定I	区分			(根	拠規	見定) 弇	条例 7	条			
1 1	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開京	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2 号	3 号	4 5号号	5 6 号 万	6 7号号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
1	1 1	H92. 5. 25	H29. 6. 6	小池知事、野田・宮地両特別秘書が公用アドレス以外のメールアドレスで送信し、中央卸売市場長が公用アドレスで受信したメールすべて(2016年8月1日から2017年5月25日まで)				1										当該公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	中央卸売市 場管理部総 務課
1	2	H29. 4. 7	H29. 6. 6	平成13年10月3日「築地市場豊洲移転これまでの経緯」と する文書 平成13年9月19日「第三回WG議事録」とする文書				1											中央卸売市 場管理部総 務課
1	13 1	H29. 4. 14	H29. 6. 12	豊洲市場事業における地下水管理システムに関する施設等 修正設計	1340		ı				1							(第7条第2号)特定の個人が識別されることにより、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
1	4	H29. 5. 2	H29. 6. 30	支払伝票(豊洲市場への移転延期に伴う補償金の支出について(第1回) 支払伝票(豊洲市場への移転延期に伴う補償金の支出について(第2回)	2	-	ı					1						(第7条第3号)支払伝票の債権者氏名(事業者名)が開示された場合、各事業者の経営戦略や取引状況など経営方針が第三者に明らかになり、各事業者の競争上の地位が損なわれるため	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
1	15	H29. 5. 2	H29. 6. 30	豊洲市場への移転延期に伴う補償基準 豊洲市場への移転延期に伴う補償基準適用指針 豊洲市場への移転延期に伴う補償の手続に関する細目 豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会設置要綱 豊洲市場への移転延期に伴う補償金交付申請書に係る審査 等事務処理要領 第1回豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会 議事 録	44	1													中央卸売市場新市場整備部管理課
1	16	H29. 5. 2	H29. 6. 30	補償金交付決定(第1回)宛先等一覧 補償金交付決定(第2回)宛先等一覧	2		1					1						(第7条第3号)支払伝票の債権者氏名(事業者名)が開示された場合、各事業者の経営戦略や取引状況など経営方針が第三者に明らかになり、各事業者の競争上の地位が損なわれるため	中央卸売市 場新市場整 備部管理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。